

高齢者サービス

■高齢者の総合相談窓口

◆地域包括支援センター

問合せ先：☎72-6037

高齢者が住み慣れた地域で、安心して、その人らしい暮らしを続けることのできる「地域包括ケアシステム」に向け、高齢者やそのご家族の相談等に包括的・継続的に対応する活動拠点です。高齢者の健康、介護の制度や利用料金、認知症についてもご相談できます。

■在宅福祉サービス

◆配食・給食サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

町社会福祉協議会 ☎72-1430

栄養バランスに配慮したお弁当をお届けするとともに安否確認を行い、配達時に異常が見られる場合は関係機関および緊急連絡先へ連絡をとります。

◆寝具洗濯乾燥サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

おおむね65歳以上の寝たきりの高齢者の世帯などで、寝具の衛生管理が困難な世帯を対象に、寝具洗濯を行います。

◆緊急通報サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

ひとり暮らしの高齢者などが、家庭で安心して暮らせるよう、携帯用無線発信機、緊急通報電話機を貸与、設置します。

◆寝たきり高齢者等訪問理容サービス

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

町内に居住する要介護高齢者等に対し、訪問理容サービスを行い、自立および生活の質の確保とそのご家族の身体的かつ精神的な負担を軽減します。

◆敬老祝い金支給事業

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

町内に居住する高齢者に敬老祝い金を支給し、敬老の意を表するとともに長寿を祝福します。

◆高齢者補聴器購入費助成事業

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

身体障害者手帳の交付の対象とならない加齢による聴力機能の低下により、日常生活において補聴器を必要とする高齢者に対し、補聴器購入費用の一部を助成いたします。

■家庭介護者サービス

◆紙おむつ等給付サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

家庭において、紙おむつ、尿取りパット、清拭剤、使い捨て手袋およびおしりふきを必要としている寝たきり老人等に、清潔で心地よい生活を確保するとともに、介護にあたる家族の身体的・経済的負担を軽減します。

◆高齢者日常生活用具給付等サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

在宅の寝たきり高齢者、介護を要する認知症高齢者、疾病等により身体が虚弱な高齢者など、身体または精神上に障がいがあって、日常生活を営むのに支障がある方に対し、日常生活用具を給付または貸与します。

◆リフト付き自動車貸出サービス

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

町内在住で、普通の車では移動が困難と認められる家族に対して、リフト付きの普通自動車または軽自動車を、原則として2日以内で貸出します。

◆車椅子貸出サービス

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

町内在住で、歩行が困難なものに対して、原則として3か月を限度として車いすを貸出します。

◆寝たきり高齢者・認知症高齢者介護慰労金支給サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

在宅の寝たきり高齢者または認知症高齢者を介護している家族の身体的・精神的な苦勞に報いるとともに、要介護者の在宅生活の継続を図るため、高齢者を介護している家族に慰労金を支給します。

◆ヘルプカード配布サービス

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

障がいのある方、高齢の方、認知症の方などが、災害時や緊急時に周囲の人に手助けや支援を求めるためのカードです。

◆救急医療キット

問合せ先：健康増進課 介護予防係 ☎72-6037

高齢者のみで暮らす方などの医療情報（持病、服用している薬、かかりつけ医）や緊急連絡先の入った容器をご希望の方にお配りし、冷蔵庫で保管することで、災害や緊急時、適切で迅速な救護活動に役立てます。

福祉・介護

■生きがいづくり支援サービス

◆生き生き交流広場

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

外出の機会が少ない高齢者等を対象に、船津福祉センターにおいて、軽運動、趣味活動などを行います。

◆シルバー人材センター

問合せ先：富士五湖広域シルバー人材センター ☎22-9241

経験豊かな高齢者に仕事を提供し、高齢者の生きがいと健康づくりを支援します。

■権利を守るサービス

◆成年後見制度利用支援事業

問合せ先：地域包括支援センター ☎72-6037

判断能力が十分でない高齢者や障がい者の権利の擁護、自立の援助および福祉の増進のために、成年後見、補佐、補助の開始の審判申立てをよりしやすくするための支援です。

◆日常生活自立支援事業

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

高齢者、障がい者など、判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行います。

介護保険

問合せ先 健康増進課 介護保険係 ☎72-6037

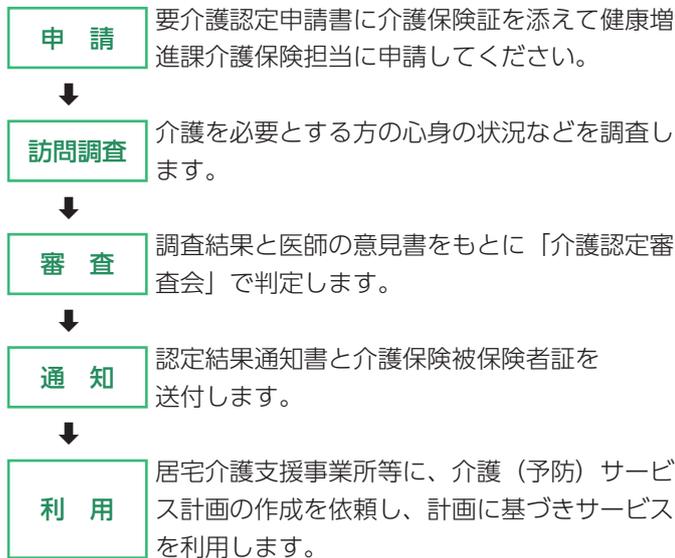
介護保険は、介護を必要とする高齢者を家族だけでなく社会全体で支えあう制度で、40歳以上のすべての人が加入します。65歳以上の方は原因を問わず、40歳から64歳までの方は加齢に伴って生じる病気（特定疾病）が原因で介護や支援が必要になった場合に、要介護認定を受けて、それぞれの要介護状態に応じたサービスを利用できます。

■利用者の負担

介護サービスを利用するときは、その費用の1割から3割を自己負担します。施設サービスを利用するときは、食費・居住費なども自己負担します。

※住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たす方が施設サービスを利用する場合は、申請により居住費・食費が軽減されます。

■介護保険サービスを利用するには



■介護（予防）サービス

◆訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーがご家庭を訪問し、日常生活上の世話をを行います。

◆訪問入浴介護

入浴車でご家庭を訪問し、入浴介護を行います。

◆訪問リハビリテーション

専門家がご家庭を訪問し、リハビリを行います。

◆通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に通い、食事や入浴、機能訓練などを行います。

◆通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設などへ通い、リハビリを受けます。

◆訪問看護

看護師がご家庭を訪問し、療養上の処置などを行います。

◆福祉用具の貸出し・支給

車いすやベッドなどの福祉用具を貸出します。排せつや入浴に使用する用具の購入費（上限10万円）は所得に応じて7割から9割を支給します。

※介護保険を利用できる販売店に限ります。

◆住宅改修…手すりの取付けや段差解消などの住宅改修費用（上限20万円）は所得に応じて7割から9割を支給します。

※改修前に申請が必要です。

介護・福祉 3図 C-4

目配り・気配り・こころ配り・笑顔で声掛けを信念とする

ケアセンターこころ

・リハビリを中心に残存機能向上を目指すデイ・介護者の負担軽減のショート・介護の困り事を解決するケアマネ、職員一同こころを込めてお世話いたします。

■富士河口湖町船津1246-1
■TEL:0555-73-3058
■FAX:0555-73-2080



介護・福祉 1図 C-4

共生型サービスあおぞら

高齢者、障がい者向けに、食事・入浴・生活介助、レクリエーション、送迎のサービスを行っております。

■富士河口湖町小立2322-6
■TEL:0555-28-5280 ■FAX:0555-28-5331
■定休日 / 12/30~1/3
■E-mail:giga-dash.fujifuji@outiik.jp



あり

■地域密着型サービス

◆小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問・短期宿泊などを組み合わせて、食事や入浴などの介護を行います。

◆認知症対応型通所介護

認知症の方がデイサービスに通い、介護や機能訓練などを受けます。

◆認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活できる場で、食事・入浴などの介護を受けます。

◆地域密着型通所介護

小規模の通所介護施設に通い、日帰りで入浴や食事の提供や日常生活上の介護などを受けます。

◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームなどに入所している方の、日常生活上の介護や療養上の世話をします。

■施設サービス

福祉施設に入所して、必要なサービスを受けることができます。「介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院」のほか、有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などもあります。

■介護予防・日常生活支援総合事業（地域支援事業）

要支援1および2認定者および総合事業該当者を対象とした、訪問型サービス事業（従来の訪問介護相当）と通所型サービス事業（従来の通所介護相当）で、各地域の特色や実状に合わせたサービスの創出もできるようになりました。

■介護保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、所得や世帯の課税状況等に応じて決まります。40歳以上65歳未満の方は、加入している医療保険の算定方法に基づき決められ、医療保険の保険料に上乗せして納めていただきます。

■介護保険料の納付月（65歳以上の方）

◆年金が年額18万円以上の場合

4月、6月、8月、10月、12月、2月（年金から差し引かれます）

◆年金が年額18万円未満の場合

7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、3月
（納付書または口座振替により納めてください）

■障害者控除対象者の認定

要介護認定を受けている65歳以上の方で、身体または精神の障がいの程度が一定以上と認められる場合には、障害者控除対象者認定証を申請により交付します。

■おむつ代にかかる医療費控除の証明

傷病により、おむつね6か月以上寝たきり状態にあり、治療上おむつが必要な方は、おむつ代が所得税や住民税の医療費控除の対象になります。一定の要件を満たしている方に、控除に必要な確認書を交付します。



デイサービス

1図 E-2

地域に密着した小規模でアットホームな雰囲気のデイサービス

デイサービス四つ葉のクローバー



一人ひとりに向き合い、心のふれあいを大切にしています。転倒予防の為に介護フットケアも取り入れています。

■富士河口湖町河口2818
■TEL:0555-73-9011 ■FAX:0555-73-9012
■営業時間/8:00~18:30
■定休日/日曜・年末年始 (12/30~1/3)

高齢者介護施設

2図 B-2

最期の時まで法人理念「生きる喜び」を感じていただけますように

永寿会 富士山荘 まほろば

2020年開設。ユニット型個室29床の地域密着型特別養護老人ホームです。富士河口湖町民の方は、優先的にご利用いただけます。

■富士河口湖町勝山2963-1
■TEL:0555-28-5101 ■FAX:0555-85-5103
■採用サイトURL/ <https://recruit-fujisansou.com/>
■URL:<https://www.eiju.or.jp/> ■E-mail:ofujisan@comlink.ne.jp



あり(40台)

介護予防

問合せ先 地域包括支援センター(健康増進課内) ☎72-6037

運動教室

いつまでも健康で自分らしく過ごすために、各地区で運動教室を行っています。体力測定や口腔、栄養についての講話などもあります。参加には申し込みが必要です。いつでも気軽にお問合せください。



【対象】65歳以上の方

教室名	会場	地図座標	開催日時(祝日は休み)
筋力アップ教室	健康プラザ来て!見て!実践室(2階)	3 C-4	毎週 火・水・木・金曜日 午前10時30分~11時30分
	富士見町二丁目公民館	3 D-5	毎週 月曜日 10:00~11:00
	上の段中分館	3 E-5	毎週 火曜日 10:00~11:00
	浜町公民館	3 D-4	毎週 水曜日 10:00~11:00
	大石出張所	1 C-1	毎週 木曜日 10:00~11:00
	河口出張所	1 E-1	毎週 金曜日 10:00~11:00
	足和田出張所	3 E-1	毎週 月曜日 10:00~11:00
	上九一色コミュニティセンター	3 B-5	毎週 水曜日 14:00~15:00

いきいき百歳体操

住民(グループ)主体の活動です。

DVDを見ながら、重りを手首や足首に巻き、椅子に座って行う簡単な体操です。

年齢に関係なく、だれでもできる簡単な体操で、週1回の参加で効果が実感できる体操です。

「いきいき100歳体操に参加してみたい」「自分の地域でも取り組みたい」という方は、健康増進課介護予防係(☎72-6037)へご相談ください。活動拠点の立ち上げや、活動を続けていくための支援をします。

実施条件

- ① 1グループ5人以上の参加者がいること
- ② 週1~2回程度、3か月以上継続して自主的に活動できること
- ③ 近所の方など、誰でも参加ができること

準備するもの

- 会場 ● 人数分の椅子
- テレビ ● DVDプレイヤー
- 血圧計 (DVD・重りは町から貸し出します)

始めたい、
という方に...

認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域においてそれぞれが可能な範囲で手助けする、それが「認知症サポーター」です。1時間30分程度のミニ講習会を受講することで、サポーターの証しである「オレンジリング」をお渡しいたします。

5名以上の小グループから、企業、団体まで無料出張講義を承ります。

健康増進課介護予防係(☎72-6037)へご相談、お申込みください。



障がい児・者サービス

障害者保健・福祉サービス・各種手当

■富士北麓障害者基幹相談支援センター ふじのわ

問合せ先：ふじのわ ☎28-6255

富士吉田市、富士河口湖町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村における相談支援の拠点です。

障がいのある方が相談できる場所であり、相談支援専門員などがその相談に対応します。

障がいの種別や年齢、障害者手帳のある・なしに関わらず、障がいのある方やご家族などからのお困りごとの相談をお受けします。（6市町村の住民の方）

※相談は無料です。

【場所】 下吉田6-1-1 富士吉田市役所 1階

【開所時間】 8：30～17：15

土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

■身体障害者手帳

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

身体に障がいがあり日常生活に著しい制限を受ける方が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受ける際に必要な証書です。山梨県知事指定の診断書を添えて、福祉推進課に申請し、山梨県障害者相談所で判定と手帳の交付を受けます。

■療育手帳

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

何らかの原因により知的発達に遅れや障がいがあり、日常生活や社会生活に制約のある方が障がいの程度に応じて各種のサービスを受ける際に必要な証書です。福祉推進課に申請し、山梨県都留児童相談所および山梨県障害者相談所で判定と手帳の交付を受けます。

■精神障害者保健福祉手帳

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

精神障害のために長期にわたって日常生活または社会生活への制約がある方が、障がいの程度に応じて各種のサービスを受ける際に必要な証書です。山梨県知事指定の診断書を添えて福祉推進課に申請し、山梨県立精神保健福祉センターで判定と交付を受けます。

■障害者総合支援法に基づく福祉サービスメニュー

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

◆訪問系サービス

在宅で訪問を受けて利用するサービスです。居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護などがあります。

◆日中活動系サービス

昼間の活動を支援する介護サービスと訓練などのサービスがあります。介護サービスでは、医療が必要な障がい者には療養介護、常に介護が必要な方には生活介護があり、訓練などのサービスでは、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援があります。また、短期入所（ショートステイ）や包括的にサービスを提供する重度障害者等包括支援などがあります。

◆居住系サービス

入所施設等における介護サービスと訓練などのサービスがあります。介護サービスでは施設入所支援があり、訓練などのサービスでは共同生活援助（グループホーム）があります。

◆児童通所サービス

障がい児を対象とした、療育のための通所サービスです。児童発達支援、放課後等デイサービスなどがあります。

■補装具給付および修理

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

身体障がい者（児）の障がいを補い、より日常生活や社会生活を容易にするための補装具の交付、または修理を行います。

■重度心身障害者医療費の助成

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

重度の心身障がいを持つ方に対して、医療機関などで支払った自己負担分の医療費を助成します。

※対象の要件があります。詳細は、窓口でご確認ください。
※18歳以下のお子さんは、医療機関などの窓口にて受給者証を提示することで、窓口での支払いが不要になります。

福祉・介護

■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

更生医療は、身体障がい者の障がいの軽減や機能回復のため、決められた医療機関における治療や手術にかかる医療費の補助を行うものです。身体に障がいのある18歳以上の方の白内障・角膜移植・関節等手術・心臓手術・人工透析・腎移植・肝臓移植などが対象です。

育成医療は、18歳未満の身体に障がいのある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行うものです。なお、手術など確実な治療効果が期待されるものに限りです。

精神通院医療を受けている方についても、医療費の自己負担が1割で通院できます。（更生医療・育成医療・精神通院のいずれも所得に応じて自己負担の上限月額が変わります）

■地域生活支援

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

◆日常生活用具の給付および貸与

重度障がい者（児）がより便利な日常生活を送れるよう、各種日常生活用具（特殊マット、入浴補助用具等）の給付や貸与を行います。

◆日中一時支援事業

障がい者（児）が活動できる施設などに通い、それにより家族が就労あるいは一時的な休息を得てもらうための事業です。

◆訪問入浴サービス事業

歩行が困難な在宅の身体障がい者で、身体を動かすことができないなどの事情で通所が困難な方に対し、訪問入浴サービスを行います。

◆住宅改修費助成事業

日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の障がい者（児）が、段差解消など住環境の改善を行う場合に、費用の一部を助成する制度です。

◆意思疎通支援事業

聴覚、音声機能、言語機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等と意思疎通を図る必要がある者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者・要約筆記者などの意思疎通支援者を派遣します。

◆移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者に、ヘルパーを派遣し外出の手助けを行います。

◆地域活動支援センター事業

障がい者が創作活動や生産活動を通して、社会との交流を図るための事業です。

◆社会参加促進事業

スポーツ大会やレクリエーション、音楽祭を開催し、地域交流を深めていく事業を行っています。

◆相談支援事業

障がい者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言、その他の障害福祉サービスなどのご紹介をします。

◆自動車運転免許取得・改造助成事業

障がい者が運転免許を取得するための教習を受ける場合、および就労などのために自ら所有し、運転する車を改造する場合に助成を行います。また、障がい者および寝たきり高齢者を介助する目的でリフト付き等の自動車を取得する場合に助成を行います。

※対象の要件および所得制限があります。

■各種手当

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

◆特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の心身障がい者で、日常生活において常時特別の介護が必要な方に支給します。

※所得制限があります。

◆心身障害者（児）福祉手当

心身に障がいのある児童を保護している方、もしくは心身に障がいのある方に支給します。

◆障害児福祉手当

20歳未満の在宅重度心身障がい児で、日常生活において常時の介護が必要なお子さんに支給します。

※所得制限があります。

◆特別児童扶養手当

家庭で介護されている障がいのある児童（20歳未満）の父母等に支給します。

※所得制限があります。

医療法人 聖仁会



居宅介護支援事業・デイサービスセンター

介護についてのご相談は、何でもお気軽にご相談ください <http://sejinkai-saiyo.com/>

● オーク介護支援センター（居宅介護支援事業）
TEL 0555-83-5670 FAX 0555-83-5671
● デイサービスたんぽぽ（通所介護）
● デイサービス福寿草（認知症対応型通所介護）
TEL 0555-73-3511 FAX 0555-73-3516
所在地 〒401-0302 富士河口湖町小立4012-1



● リハビリデイサービス元気丸（通所介護）
TEL 0555-73-8500 FAX 0555-73-8501
◎ 元気丸はリハビリに特化したデイサービスです
○ お気軽にお問い合わせください
所在地 〒401-0302 富士河口湖町小立1945

◎元気丸の特徴

- ・リハビリ器具の充実
- ・半日単位での利用が可能
- ・専門の資格を持った職員が在中心
- ・フィットネスクラブのような感覚で通える



■心身障害者扶養共済制度

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

障がい者（児）の保護者が生存中一定額の掛金を納付し、保護者に万一のことがあった場合に、残された障がい者（児）に終身一定額の年金を支給するものです。

■その他の割引・減免制度

◆タクシー運賃の割引

問合せ先：山梨県タクシー協会 ☎055-262-1212

「身体障害者手帳」「療育手帳」をお持ちの方で、タクシー運賃の10%を割引きます。（山梨県タクシー協会に加入している業者に限ります）

※自動車税の減免を受けている方は、利用できません。

※障がいの区分や級により、対象にならない場合があります。

◆重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業

問合せ先：福祉推進課 ☎72-6028

重度の心身障がい等を持つ方に対して、タクシー利用料金の一部を助成します。

※対象の要件があります。詳細は、窓口でご確認ください。

◆自動車税等の減免

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

障がい者本人、または家族が障がい者のために使用する自動車1台の税金が減免されます。

※障がいの区分や級により、対象にならない場合があります。

◆NHK放送受信料免除または半額免除

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

該当する障がい者世帯には、免除があります。

◆携帯電話の割引

障がい者が使用する携帯電話が割引になります。

携帯電話会社によりサービス内容が異なりますので、くわしくは各携帯電話会社窓口にお問合せください。

◆有料道路通行料金の割引

問合せ先：福祉推進課 障害福祉係 ☎72-6028

障がい者が自ら運転する場合または身体障害者手帳第1種および療育手帳Aの障がい者を乗せて介護者が運転する場合、通行料金が割引になります。

※割引適用自動車は、1人につき1台です。

生活に困ったとき

民生委員・生活保護

■民生委員・児童委員

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、生活にお困りの方や心身に障がいのある方、児童・お年寄りなどのことで問題をかかえている方の良き相談相手として地域で活動しています。

■生活保護

問合せ先：福祉推進課 社会福祉係 ☎72-6028

生活保護は、高齢や病気など、さまざまな事情で生活に困ったときに、その状況や程度に応じ最低限度の生活を保障するとともに、一日も早く自分の力で生活していけるよう援助する制度です。生活、住宅、教育、医療、出産、介護などの扶助があります。

■生活福祉資金の貸付け

問合せ先：町社会福祉協議会 ☎72-1430

低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、総合支援資金、福祉・教育支援資金等の貸付けを行っています。

